別紙様式第六の三を次のように改める。

別紙様式第六の三

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第１条の３
主務官庁	経　　済　　産　　業　　省

申　請　者　届　出　書

経済産業大臣殿

年　月　日

貿易関係貿易外取引等に関する省令第１条の３の規定により、下記のとおり（△登録／△変更／△廃止）に係る事項を届け出ます。

届出者

記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿

ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ

フリガナ			
名称（会社名）			
郵便番号	―　　―		
フリガナ			
住所			
フリガナ		役職	
氏名			
電話番号	（　）　―	ＦＡＸ番号	（　）　―
電子メールアドレス			
ＪＡＳＴＰＲＯコード			
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ			
備考			

注　⑴　△印のうち不必要なものは抹消して下さい。

⑵　用紙の大きさは、Ａ列４番とします。

⑶　特定手続等を行おうとする者を複数届け出る場合には、次葉を使用して下さい。

（被委任者用）

フリガナ		役職	
氏名			
電子メールアドレス		電話番号	（　）　―
郵便番号	―　　―	ＦＡＸ番号	（　）　―
フリガナ			
住所			
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ			

フリガナ		役職	
氏名			
電子メールアドレス		電話番号	（　）　―
郵便番号	―　　―	ＦＡＸ番号	（　）　―
フリガナ			
住所			
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ			

フリガナ		役職	
氏名			
電子メールアドレス		電話番号	（　）　―
郵便番号	―　　―	ＦＡＸ番号	（　）　―
フリガナ			
住所			
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ			

注　⑴　「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ＦＡＸ番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。ただし、第三条中貿易関係貿易外取引等に関する省令第二条第一項及び別紙様式第二の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の様式（輸出貿易管理規則別表第六、輸入貿易管理規則別表第三及び貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第六の三に掲げるものを除く。）は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現に改正前の輸出貿易管理規則第一条の三第三項、輸入貿易管理規則第一条の三第三項及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の三第三項の規定によりされている届出は、それぞれ改正後の輸出貿易管理規則第一条の三第二項、輸入貿易管理規則第一条の三第二項の規定によりされている届出とみなす。